

## 議案第13号

### 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 和解の相手方

西伯郡大山町 企業

#### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金6,568,920円を支払うものとする。

#### 3 事故の概要

##### (1) 事故発生年月日

平成22年3月31日

##### (2) 事故発生場所

鳥取市気高町八束水地内

(3) 事故の状況

鳥取県八橋警察署所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、対向車線にはみ出したため、対向車線を走行中の和解の相手方所有の普通貨物自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。